

会議録(概要)

会議名	平成 30 年度第 1 回芦屋町子ども・子育て会議					
会 場	芦屋町役場 3 階 31 会議室					
日 時	平成 30 年 11 月 14 日 (水) 15 : 00 ~ 16 : 15					
委員の出欠	委員長	小林 和子	出	委員	三木 友妃代	出
	副委員長	伊藤 亜希子	出	委員	岩崎 眞樹	欠
	委員	乙坂 有里	出	委員	向井 米子	出
	委員	本郷 あゆみ	出	委員	今田 和彦	出
	委員	濱野 頼子	出	委員	新開 晴浩	出
	委員	瓜生 幸加	欠	委員	石川 智雄	出
	委員	森山 真奈美	出	委員		
傍聴者	0 名					
件名・議題	<p>議事</p> <p>(1) 平成 31 年 4 月からの芦屋中央幼稚園認定こども園化に伴う 利用定員の設定について</p> <p>(2) 平成 31 年 4 月の緑ヶ丘保育所完全民営化について</p> <p>(3) その他</p> <p>①平成 31 年 4 月からの子育て支援センターについて</p> <p>②子ども・子育て支援事業計画の改訂に係るスケジュールについて</p>					
合意事項 決定事項	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 31 年 4 月からの芦屋中央幼稚園認定こども園化に伴う利用定員の 設定については、事務局提案のとおり承認された。 ・平成 31 年 4 月の緑ヶ丘保育所完全民営化について委員から意見、異 議は出ず、承認を得た。 ・平成 31 年 4 月からの子育て支援センターの開設曜日・時間に関して 委員から意見、異議は出ず承認を得た。 ・子ども・子育て支援事業計画の改訂に係るスケジュールについて委員 から意見、異議は出ず承認を得た。 					

平成 30 年度第 1 回芦屋町子ども・子育て会議

○日時 平成 30 年 11 月 14 日（水） 15：00～16：15

○協議

<議題 1 平成 31 年 4 月からの芦屋中央幼稚園認定こども園化に伴う利用定員の設定について>

- ・平成 31 年 4 月からの芦屋中央幼稚園認定こども園化に伴う利用定員の設定については、事務局提案のとおりとし、承認された。

【質疑応答】

(委員)

- ・制服、制帽、園バッグについては、認定こども園に移行して新しく入る園児は購入することが基本になるのか。

(事務局)

- ・中央幼稚園は保育利用も幼稚園利用も制服を購入していただく形で話を進められていたので、おそらくは購入していただく形となる。

(委員)

- ・それによって定員が減るということはないか。制服、制帽、園バッグの購入等で費用の負担が生じるため、入所しない保護者も出てくるのではないかということ踏まえての定員設定なのか。

(事務局)

- ・あくまでも 5 年前になるがアンケート調査をして利用人数の見込みが芦屋町にどれくらいあるかということをつんだ数値が説明した利用見込数となる。この数字を芦屋町としてはクリアしていこう、人数にお応えしようというのが利用定員の考え方。今回認定こども園化になることによって利用者の方の選択肢が広がる。あとはあくまでも利用定員なので、費用負担が嫌なんだという方は今まで通り保育園を希望することになるだろうし、教育的な要素を含んだ中で保育を求めたいという方は認定こども園を選んでいくと考えている。

(委員)

- ・保護者としては、今いる在園児は優先的に入所させてほしい。3 歳以上の子、幼稚園児として利用する場合は幼稚園利用ができるけれど、例えば 2 歳児クラスに入れる場合は、満 3 歳になるまでは 3 号認定という形で最初に町に申請しなければならないのか。

(事務局)

- ・満3歳児の話だが、今と同じように幼稚園利用として入所してもらうことはできるが、子ども・子育て支援法に基づく1～3号認定に当たらない子どもになり、認定なしとなるので、町の設定する保育料ではなく、園が設定する保育料をお支払いただく必要がある。3歳の誕生日が切り替わりの時期になるので、その時点で1号認定となり保育料が変わるという形になる。2歳児で保育所として利用したいということであれば始めから3号認定を受けていただくという形になる。

(委員)

- ・幼稚園の手続きについて。これまでは幼稚園に手続きを申し込んでいたのか。

(委員)

- ・今までは私立の幼稚園のため、保護者が幼稚園を選ぶという形になっている。申し込み手続きは全てその園に申し込んでもらうこととなる。今度芦屋中央幼稚園が認定こども園になると全ての申込が園ではなくなる。1号認定は園で、2・3号認定は役場に申し込むことになる。

(委員)

- ・現在中央幼稚園は一時預かりで保育園と同様に18時30分まで見ていたが、同じぐらいの金額を払うことになるのか。保育料とは別に一時預かりのクラスとして6,000円から7,000円払っているがこれまでどおりか。

(事務局)

- ・幼稚園として利用される方の基本時間以外は1時間あたり100円の一時預かりが引き続き発生する。2・3号はその額が発生しないことになる。

(委員)

- ・入所の際に夜中に願書を受け取りに並んだりすることはなくなるのか。混雑は軽減されるのか。

(事務局)

- ・幼稚園として利用される方は引き続き幼稚園に申し込むことになる。町として入所の調整は行わないので、並ばれることは変わらない形になる。幼稚園として利用される方の入所手続はこれまでどおりであり、町外の方の門戸を閉ざすものではない。保育所利用は少し状況が変わってくる。当面は申し込める。現在の保育入所の広域的利用を説明させていただくと「芦屋町内に実家がある」もしくは「町内に勤務している」という理由でしか受け入れを行っていない。中央幼稚園を保育所として利用される方は今後そういった制限が出てくる。

(委員)

- ・保育園は町外に住んでたら入りにくいということはあるのか。芦屋町内の方が優先ということを言われたという声も聞いたが。

(事務局)

- ・芦屋町内の方に保育所利用していただくというのが大前提であり、はっきり町内優先である。

(委員)

- ・保育料の設定は町外自治体と比較するとどうなのか。

(事務局)

- ・H30は水巻町と同じ設定。岡垣町は4階層が20,200円。300円の軽減。5階層も20,200円。遠賀町は軽減なし。北九州市は4階層17,700円、5階層が20,800円。遠賀町は国が示している基準と同額で運用している。

(委員)

- ・建物はあるけど先生が足りないので入れられないという施設はあるのか。
緑ヶ丘保育所は建物があるけど先生が足りないということがあったようだが。

(事務局)

- ・町内4園の保育所について答えると、緑ヶ丘保育所はH29に保育士が足りないということがあった。先生が雇えないので定員は90名だが、お子さんは70数名ということがあった。今年度はそういったことは発生していない
国の基準があつて0歳児は3人に対し先生が1人、4人になったら先生を2人にしなさいと施設の広さだけでなく、5歳児は30人に先生1人といった基準もある。年齢構成や児童の人数によって変わってくる。

(委員)

- ・幼稚園、保育園の待機児童は全体の何名か。

(事務局)

- ・H30は11月現在ではない。H29.12月は純粹に第3希望まで書いても入れないという方が3名いた。特定の保育所を希望してその保育所がいっぱいになっているから入れないという方を含めると16人いた。その方々も30年4月の段階で5歳児が卒園されることで段階で全員入れた。

(委員)

- ・確認だが来年10月から満3歳児無償化ということで半年間のつなぎのようだが芦屋町保育料1号認定今まで幼稚園に直接払っていたが、31年度以降は幼稚園の保育料も町に支

払う形になるのか。

(事務局)

- ・保育料自体は園に払っていただく。その額が最初から軽減された額という形になる。

(委員)

- ・中央幼稚園に支払う 4 階層・5 階層区分の保護者の支払う保育料に対しては、これは町の予算で補填する形になるのか。

(事務局)

- ・そのとおり。国が公定価格（園に支払うべき運営費）を定めて、利用者も負担している。それを差し引いた残りの部分に対して国の負担分、県の負担分、町の負担分というのが保育所運営費の考え方。今回中央幼稚園が認定こども園になることによって、同じような考え方になる。利用者負担を軽減した分については国、県は補填しないので町の負担となる。

(委員)

- ・3 歳未満の認定なしの子、2 歳児。定員は表に書かれていないのか。

(事務局)

- ・資料③の一番左に 1 号認定幼稚園利用の方が 60,60,68 と並んでいる。当初は 60,60,50 で 2 歳児に 18 とあった。県への認可申請の手続きで 2 歳児が設定できないため、その関係上、3 歳児に 18 を上乗せしている。そのため園として 2 歳児想定は 18 名。ただし、1 号認定の中で、定員の中で何歳児何名というのは厳密ではなくトータルで調整ができる。

(委員長)

- ・定員数の変更案について異議はないか。

(委員)

- ・異議なし。

<議題 2 平成 31 年 4 月の緑ヶ丘保育所完全民営化について>

- ・事務局より緑ヶ丘保育所完全民営化に係るこれまでの経緯と今後のスケジュールについて委員に対し説明を行い、承認を得た。

<議題 3 その他>

①平成 31 年 4 月からの子育て支援センターについて

- ・休日利用を希望される声もあったため、試験的に月 2 回、日曜日の開設と時間延長を行う予定。特段の異議などなく、承認を得た。

②子ども・子育て支援事業計画の改訂に係るスケジュールについて

- ・平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 ヶ年計画のため、計画改訂の必要があるため改訂スケジュール（案）の配布を行い、承認を得た。